

池田市行財政改革

推進プランⅢ

(平成31(2019)年～34(2022)年度)



平成31年3月

池田市

目次 Contents

はじめに

1

第1章 池田市行財政改革推進プランⅢの策定にあたって

第1節	行財政改革の体系（平成23～34（2022）年度）	2
第2節	池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り	3

第2章 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

第1節	策定の趣旨	10
第2節	改革期間	11
第3節	改革の目標	11
第4節	目標の解説	12
第5節	目標達成のための視点	17
第6節	第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目	18
第7節	改革を進行管理する手続	20

第3章 池田市行財政改革推進プランⅢの具体的な取組内容

第1節	各部における行財政改革の重点取組項目	22
第2節	実施プログラム	24

【資料1】	池田市行財政改革推進委員会による審議	41
【資料2】	効果額の測定方法について	44
【資料3】	用語解説	46

凡例

- *○○○○※ : 【資料3】用語解説に記載がある用語を示しています。
- *平成○○（○○○○）: 改元が予定される平成31年度以後の記載について西暦を併記しています。ただし、公表された報告書等における表記を引用する場合は、その表記にあわせています。

は じ め に

池田市においては、あの未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災の翌年度である平成7年度決算で赤字団体に転落したことから、政策方針として「安全・福祉・文化・教育」の4つの柱と共に掲げた「行財政改革の推進」に沿って体制を再構築しました。その取組が具体化したのが「みなおし元年」と位置づけた平成9年であり、以後3期約20年間に渡り推進されることになる本市の行財政改革が産声を上げた年といえます。

バブル経済の崩壊の後も、我が国は、IT バブルからのIT不況、実感なき好景気以後の世界同時不況など数々の厳しい時勢に直面して参りましたが、本市としては行政サービスの水準を維持するべく、経費や職員数の削減を中心とする「量の行財政改革」の断行はもとより、更にサービスの質を高める「質の行財政改革」にも重点を置き、的確な「選択と集中」の下、安定的かつ効率的な市政運営の実現を図ってまいりました。

その結果、不測の財政支出にも耐えつつ安定した行政サービスを展開するための池田市の貯えである財政調整基金残高も、過去最高額を計上するまでに至りました。これもひとえに、市民の皆様を始めとする関係各位によるご指導、ご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第です。

しかしながら、未だ記憶に新しい大阪北部地震や西日本豪雨などの自然災害や少子高齢化に伴う諸経費の増大など、引き締めた手綱を緩めるにはまだまだ程遠いのが現状です。このような状況の中、池田市が更なる発展をとげるためには、スピード感を持って抜本的な取組を実施し、持続可能な施策を実現可能とするため従来のアプローチに、新たな視点を加える必要があります。

この「池田市行財政改革推進プランⅢ」では、「池田のまち みんなまとめてテーマパーク構想」を始めとする様々な形での賑わいの創出を通して、地域の活性化へつなげる取組を行財政改革の観点から推し進めていくこととしています。さらに、将来の実現に向け推し進められている地域共生社会を始めとした、複雑な地域課題の解決に多様な主体の力の結集が必要とされる将来社会では、市が一方的に行政サービスを提供するのみでなく、市民と行政が同じ立場で円滑に協働することが重要であり、そのためには市からの十分な情報提供と市民による十分なご理解が必要と考えることから、わかりやすさの視点を徹底したものとなっています。

平成の時代も終わりを告げ、新しい時代の幕開けが予定される今年は、また池田市も市制施行80周年を迎え、新たな第一歩を踏み出す年となります。10万市民との協働のもとに本プランを実効性あるものとし、「For the People」の精神で職員一丸となって、魅力的で「小さくとも世界に誇れるまち」池田市の持続的な発展に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たりまして、貴重なご意見とご提言をいただきました池田市行財政改革推進委員会の皆様及び関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成31（2019）年3月

池田市長

倉田 寛

第 1 章

池田市行財政改革推進プランⅢ の策定にあたって

第 1 節 行財政改革の体系（平成 23～34（2022）年度）

本市では、平成 23 年度から「第 6 次池田市総合計画（以下「総合計画※」といいます。）」によるまちづくりに取り組んでおり、その基本計画においてはまちづくりの柱として 6 つの章ごとに基本目標を掲げるとともに、それを達成するための時代に適応した 41 項目の施策を示しています。

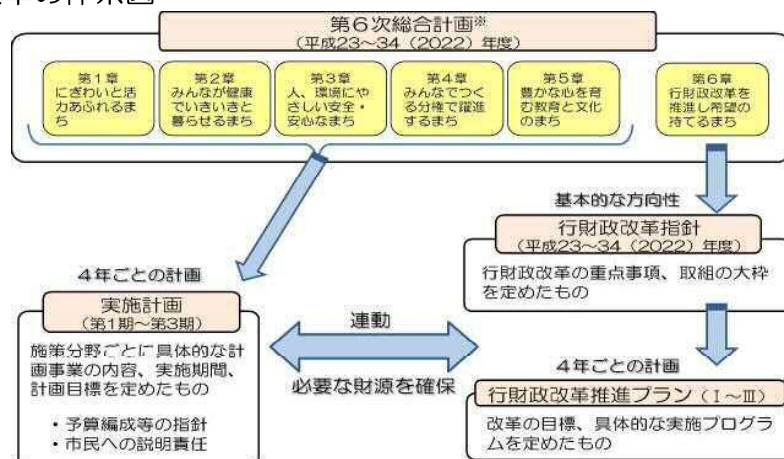
なかでも、第 6 章では行財政改革の側面からのまちづくりの基本目標としての「行財政改革を推進し希望の持てるまち」に関する取組として、次の 4 項目の施策を行うこととしています。

- （１）開かれた市政の推進
- （２）健全な行財政運営の推進
- （３）広域行政の推進
- （４）情報通信技術の活用

この「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための基本的な方向性を示し、総合計画※期間（平成 23～34（2022）年度）における行財政改革の重点事項など取組の大枠を定めるものとして、平成 23 年 9 月に「池田市行財政改革指針（以下「指針」といいます。）」を策定しました。

そして、この指針に基づき、4 年ごとに具体的な行財政改革の実施プログラムを定めた行財政改革のプランを策定し、各実施計画と連動し、行財政改革を行っていくこととしています。

行財政改革の体系図



第2節 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

指針に基づき、平成 23 年度から平成 26 年度までの4年間においては、具体的に取り組むべき行財政改革の実施プログラムを定めた「池田市行財政改革推進プラン（以下「プランⅠ」といいます。）」を平成 23 年9月に、同じく平成 27 年度から平成 30 年度までの4年間においては、「池田市行財政改革推進プランⅡ（以下「プランⅡ」といいます。）」を平成 27 年3月にそれぞれ策定し、各期間とも、プランに沿った取組を進めてきました。

ここでは、両プランの目標や取組についての概要を振り返ります。

（1）プランⅠの概要

【改革期間】

平成 23～26 年度

【改革の目標】

- ① 安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん^{*}をせず形式収支^{*}黒字化）
- ② 経常収支比率^{*} 90%台
- ③ 職員数 500 人台（一般会計^{*}） 平成 26 年4月1日現在
- ④ 人件費総額（退職手当を除く）平成 26 年度 60 億円未満
- ⑤ 行財政改革効果額 20 億円以上

【目標達成に向けた取組結果】

平成 26 年度は、市税収入が減少したものの、地方交付税^{*}の増加などの要因から、臨時財源補てん^{*}額を除いた形式収支^{*}が 4,700 万円の黒字となりました。また、経常収支比率^{*}についても 97.9%となり、目標数値の 90%台となりました。

一般会計^{*}の職員数については、平成 26 年4月1日現在で 599 人となっており、目標数値である 500 人台となりました。退職手当を除く人件費総額については、平成 25 年度末の給与削減終了などの理由から、平成 25 年度の数値より増加したものの、59 億 7,200 万円となり、目標数値である 60 億円未満となりました。

行財政改革効果額については、平成 26 年度は約5億 8,700 万円でした。プランⅠの期間における平成 26 年度末までの累計効果額でも約 34 億 700 万円となり、目標数値である 20 億円以上となりました。

(2) プランⅡの概要

【改革期間】

平成 27～30 年度

【改革の目標】

- ・当プラン期間における目標（平成 27～30 年度）
 - ① 財政調整基金[※]残高 平成 30 年度末 10 億円以上
 - ② 経常収支比率[※]90%台（継続目標^{*}）
 - ③ 職員数（一般会計[※]）600 人程度
 - ④ 人件費総額（退職手当を除く。）60 億円未満（継続目標^{*}）
- ・中期目標（平成 27～34 年度）
安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん[※]をせず形式収支[※]黒字化）
（継続目標^{*}）
*「継続目標」は、プランⅠから継続して掲げる目標

【めざす姿】

削減を中心とした「量の行財政改革」に加え、市政運営の質を高める「質の行財政改革」を推進し、安定的かつ効率的な市政運営が可能な行財政基盤の確立をめざしました。そのために以下の 2 点に重点的に取り組みました。

- ・スクラップ&ビルドの徹底
市長と副市長が事業の今後の方向性を判断するために実施した「事務事業評価[※]結果を使用した市長・副市長ヒアリング」の判定結果を踏まえ、その実現に取り組んだとともに、事業の実施にあたっては常に問題点の把握と改善に努め、事業の不断の見直しを行うこととしました。
- ・各部が主体的に行財政改革に取り組む体制の構築
各部において行財政改革の重点取組項目を設定し、着実にその取組を遂行することとしました。また、各部に配置された経営管理プロジェクトチームの構成員を中心に、実施プログラムに記載のものを含め、常に行財政改革の視点で事業の見直しを進めることとし、各部が主体的に行財政改革に取り組む体制を構築しました。

【目標達成に向けた進捗状況】

平成 29 年度最終報告時点での状況ですが、平成 29 年度は、財政調整基金[※]は、年度末残高が 51 億 4,200 万円となり、前年度に比べて 6 億円程度増加し、目標値を上回る値を維持しました。また、経常収支比率[※]についても 91.1%となり、目標数値の 90%台となりました。

一般会計*の職員数については、平成 29 年 4 月 1 日現在で 598 人となっており、目標数値である 600 人程度となりました。一方で、退職手当を除く人件費総額については、給料などの削減措置の終了や人事院勧告*に基づく給与改定の実施などの理由から、平成 28 年度の数値より増加し、目標数値である 60 億円を超える 60 億 8,000 万円となりました。

また、臨時財源補てん*額を除いた形式収支*は、市税の増加などがあったことから 10 億 4,600 万円の黒字となりました。

① 形式収支*の推移 (単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度	30年度
実 績	432	1,024	1,056	—*
臨時財源補てん*額を除いた場合	222	1,006	1,046	—*

② 経常収支比率*の推移 (単位：％)

	27年度	28年度	29年度	30年度
実 績	93.9	93.0	91.1	—*

③ 各会計別職員数（各年 4 月 1 日）の推移 (単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度
一般会計*	プラン	605	607	605	601
	実績	600	595	598	604

④ 人件費総額（退職手当を除く。）の推移 (単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度	30年度
実 績	6,045	5,965	6,080	—*

* 本プラン作成時点では平成 30 年度の数値は未確定

1.2 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

(3) プランⅡにおける主な取組内容（平成27～30年度）

重点取組項目、行財政効果額の大きい取組項目、平成29年度から新たに取り組んだ項目を中心に、プランⅡの期間における主な取組項目を記載しています。

なお、取組内容欄に記載の【 】内の数字は、プランⅡの期間における平成29年度末までの累計効果額（単位：百万円）を表します。（原則として百万円未満の端数は切り捨てますが、効果額が百万円未満の場合は1として記載しています。）

①開かれた市政の推進

施策の体系	取組内容	取組開始年度
市民参画の推進	広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進	27年度～
広報機能の充実	観光・イベントフェイスブックページによる情報発信	27年度～
	「大阪池田チキチキ探検隊」のホームページにおいて、チキンラーメンを活用した創作料理の参加店を集約した情報の発信	27年度～
	大阪池田ゲストインフォメーションを活用した情報の発信	29年度～
	「ふくまる教志塾※」の塾生確保に向けたPRに係る新たな情報発信ツールの活用検討	27年度～
広聴機能の充実	経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施	27年度～
情報公開などの充実	審議会等の会議の公開の推進	27年度～
	パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保	27年度～

②健全な行財政運営の推進

施策の体系	取組内容	取組開始年度
行政の効率性と財政の健全化の確保	ごみ収集・処理に係る経費の削減 a ごみ排出量の削減 b 家庭ごみ収集業務の委託拡充【27】 c ごみ処理体制の効率化の検討	27年度～
	池田市社会福祉協議会への委託事業及び補助事業の見直し【3】	27年度～

②健全な行財政運営の推進（続き）

施策の体系	取組内容	取組開始年度
行政の効率性と財政の健全化の確保	生活困窮者に対する生活保護前段階における就労支援・住宅確保等の実施による生活保護関係費用の適正化	27年度～
	まちづくりに関連する補助制度の見直し	27年度～
	街路灯のLED化【33】	27年度～
	広報誌の編集・印刷・配布業務の委託【1】	29年度～
	市立保育所への民間活力の導入の検討	27年度～
	緑丘保育所の民営化【113】	27年度～
	市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討	27年度～
	上下水道窓口業務等の委託の検討【21】	27年度～
	浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託【55】	27年度～
	公共施設等総合管理計画※の策定、同計画に基づく市有資産の保有量の見直し及び適切な保全・利活用の検討	27年度～
	小中学校施設の耐震化の実施及び学校施設の再編・整備の検討	27年度～
	決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施	27年度～
	市立池田病院中期経営計画の実践【369】	27年度～
	市立池田病院における行政財産の目的外使用の再検討	29年度～
	上下水道窓口業務等の委託の検討	27年度～
	浄水場の運転管理・中央監視業務の一部委託	27年度～
	水道料金及び下水道使用料の見直しの検討	27年度～
歳入※の確保	滞納管理システム※の導入と活用	27年度～
	SMS※送信サービスの導入と活用	29年度～

1.2 池田市行財政改革推進プランⅠ、Ⅱの振り返り

②健全な行財政運営の推進（続き）

施策の体系	取組内容	取組開始年度
歳入※の確保	徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携	27年度～
	桃園墓地の整地及び使用権者の募集	27年度～
	水道料金及び下水道使用料の見直しの検討（再掲）	27年度～
	ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【288】	27年度～
	広告付き案内地図の設置【1】	28年度～
	屋外広告看板の設置【1】	29年度～
活力ある組織づくりと適正な人事管理	自ら考え、行動できる自律型職員の育成	27年度～
	人事評価制度の充実とトータル人事制度の構築	27年度～

③広域行政の推進

施策の体系	取組内容	取組開始年度
他市町との連携の強化	川西市との図書館の相互利用の実施	27年度～
	豊能町から旅券に係る窓口業務の受託	29年度～
国や府との協力関係の強化	「大阪発“地方分権改革”ビジョン※」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討	27年度～

④情報通信技術の活用

施策の体系	取組内容	取組開始年度
情報システムの機能強化	スポーツ施設予約案内システムの運用【1】	27年度～
	社会保障・税番号制度の導入（28年1月～）に向けたシステムや条例等の整備	27年度～
	母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上	27年度～
行政情報の活用 の高度化	観光・イベントフェイスブックページによる情報発信（再掲）	27年度～

④情報通信技術の活用（続き）

施策の体系	取組内容	取組開始年度
行政情報の活用 の高度化	「大阪池田チキチキ探検隊」のホームページにおいて、チキンラーメンを活用した創作料理の参加店を集約した情報の発信（再掲）	27 年度～
	「ふくまる教志塾※」の塾生確保に向けた PR に係る新たな情報発信ツールの活用 の検討（再掲）	27 年度～
情報セキュリティ 対策の高度化	情報システム運用基準の整備	27 年度～

（４）池田市行財政改革推進プランⅢが引き継ぐべき課題

４ページにあるとおり、目標達成に向けた進捗状況をみると、行財政改革の目標はおおむね達成しており、プランⅡに基づき、着実に行財政改革を進めることができました。

なかでも、これまでの行財政改革の目標のひとつとして掲げてきた効果額の追究は「量の行財政改革」といえるものでしたが、これに加えて、プランⅡから新たにめざす姿として重点を置いた「質の行財政改革」についても、事務の見直しを断行しながら、重点項目を中心に改革を主体的に推進した結果、良好な収支状況を維持することができました。

その一方で、長きにわたる行財政改革の取組の結果、創意工夫を施すことができる余地が非常に少なくなりつつある状況のなか、財政的側面での効果については、今もなお資産の売り払いなどの一時的な歳入※増加に係るものや給料などの削減といった臨時的な措置によるものに頼る傾向があり、安定的な財政構造の確立については以後の課題として引き続き残されている状態にあります。

そのため、平成 31（2019）年度からの４年間の取組を定める「池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「プランⅢ」といいます。）」においては、将来に向けて安定的かつ効率的な市政運営を行う体制づくりにこれまで以上に取り組みながら、新たな視点を加えた行財政改革を推進していくことが必要であると考えます。

第2章 池田市行財政改革推進プランⅢ の概要



第1節 策定の趣旨

これまで触れてきたとおり、プランⅠ、Ⅱの計画期間を通して、その都度課題の引継ぎを行いながら量と質の両面からのアプローチにより財政健全化を図り、一定の成果を上げてきたと考えます。

しかしながら、現在の財政面について必要経費に目をやると、急速な高齢化の進行も一つの原因となって扶助費をはじめとする義務的経費※の増加傾向が止まらず、また高度経済成長期にまとまって整備したインフラを含む公共施設などについては老朽化が著しく、平成28年3月に策定しました「池田市公共施設等総合管理計画※」では、以後40年間で必要な施設の更新費用を毎年平均で66億円と試算するなど、今後、その対策に相当な費用が必要となることが見込まれています。

一方で、自主財源※の内、歳入※の根幹である市税収入は大幅な増収が期待できない状況であることから、本市財政が依然として予断を許さない状態にあり、市政運営に対して効率性が求められる状況にあることに何ら変わりはない、ということも心に留めなければなりません。

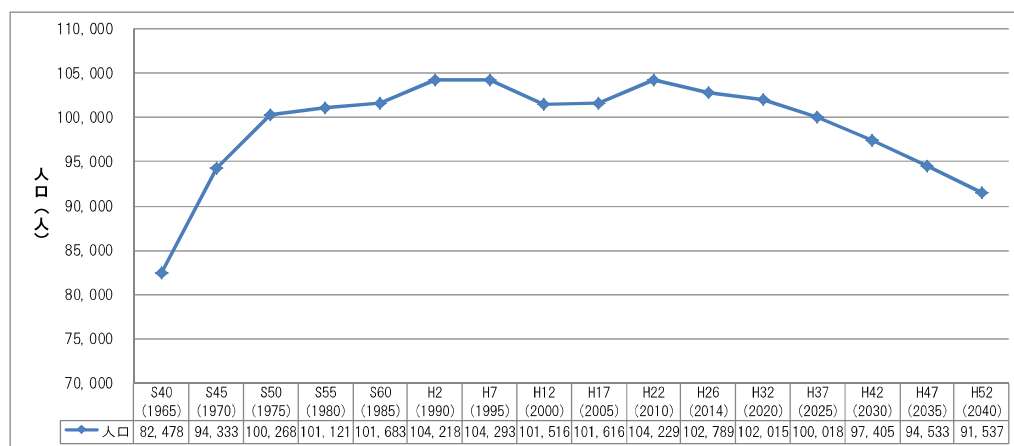
また、平成20年以後の人口減少時代の到来を迎え、本市における将来推計人口としては、平成27年10月1日現在の人口が103,069人であるのに対し、平成52（2040）年には91,537人まで減少する見込みが出ています。（次ページグラフ参照）

その内訳としても、少子高齢化に伴う生産人口が減少していることに照らすと、市税収入の減少にこのまま歯止めがかからないことも予想されることから、中・長期的な視点に立てば、本市への来街者（交流人口※）を増やし、定住人口※の増加につなげることで持続可能な行政を実現していくことが求められています。

本市は、この状況を踏まえ、総合計画※の基本目標の一つ「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための4施策「（1）開かれた市政の推進」「（2）健全な行財政運営の推進」「（3）広域行政の推進」「（4）情報通信技術の活用」のそれぞれに関する取組項目について、プランⅡよりさらに目標管理を厳格に実施するプランⅢを策定することによって、指針に沿った市政運営をより現

実のものとし、魅力的かつ持続的な、総合計画※に掲げる「『私』が創る『地域』と育てる誇りに思えるまち」の実現を図るものです。

総人口の推移と将来推計のグラフ



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値

第2節 改革期間

平成 31（2019）～34（2022）年度

第3節 改革の目標

（1）改革期間における目標（平成 31（2019）～34（2022）年度）

＜成果指標＞

- ① 財政調整基金※残高 平成 34（2022）年度末 20 億円以上
- ② 経常収支比率※90%台
- ③ 実働職員数※（一般会計※）600 人程度

＜その他の目標＞

- ④ 良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進（職場環境の整備）

（2）中期目標（平成 27～34（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）
…プランⅠからの継続目標

第4節 目標の解説

前節に掲げた改革の目標の各項目について、以下で具体的な説明を行います。

(1) 改革期間における目標（平成31（2019）～34（2022）年度）

《成果指標》

① 財政調整基金※残高について

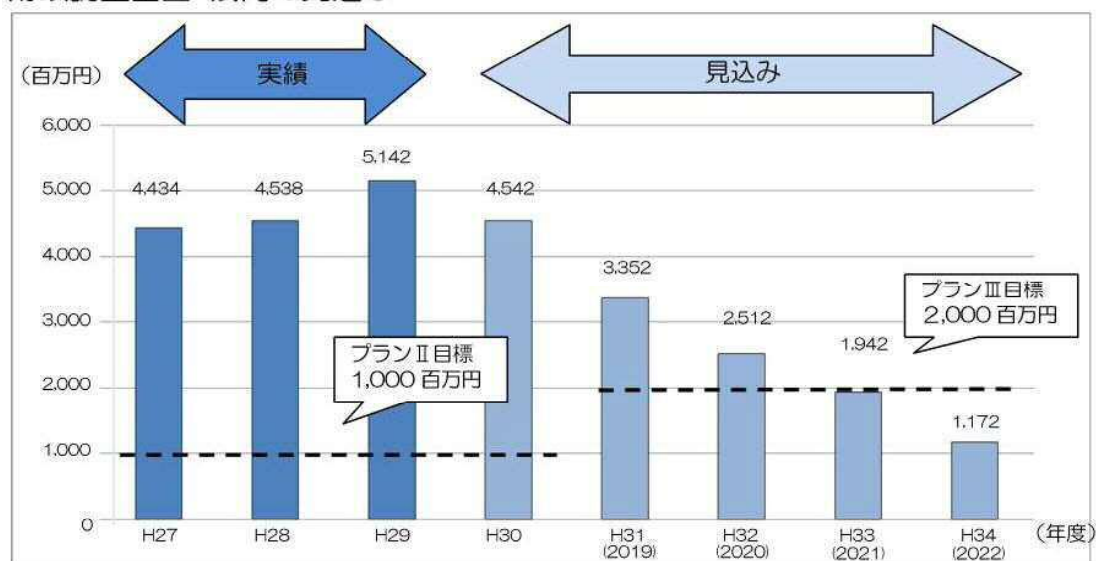
財政調整基金※残高 平成34（2022）年度末 20億円以上

財政調整基金※は、大幅な税収減や災害発生時などの予期せぬ支出に備えて積み立てるものであり、後年度において安定した財政運営を行うための持続可能性を表すものと考えられています。

平成29年度末時点の残高は51億4,200万円となり、プランⅡの目標を大きく上回っている状況にあるものの、プランⅢの改革期間においては、個別施設計画※に基づく公共施設の保全・更新や新学校給食センターをはじめとする大型の投資的事業が集中する予定であり、その収支見通しは楽観視できる状況になく、むしろ非常に厳しいことから、基金残高が大幅に減少する見込みとなっています。

そのため、引き続きプランⅢに基づく行財政改革によって、歳出※削減と歳入※増加の取組を徹底して行い、自然災害の頻発化が懸念される中で、今後の財政運営に備えるため、平成34（2022）年度末時点における財政調整基金※残高の目標としては、プランⅡにおける目標から一段引き上げ、標準財政規模※の10%程度に相当する20億円以上とします。

財政調整基金※残高の見通し



② 経常収支比率^{*}について

経常収支比率^{*}90%台

経常収支比率^{*}は、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費^{*}などの臨時的経費に使用できる一般財源^{*}が少なく、財政構造の弾力性を失っていることを示しています。

プランⅡの改革期間における経常収支比率^{*}は、90%台で推移しており、一見すると財政状況が好転しつつあるようにも見えますが、臨時財政対策債^{*}の発行など国による特例措置に依存する状況が続いているほか、平成 32（2020）年4月に地方公務員法、地方自治法の一部改正が施行されることに伴い、非常勤職員や臨時的任用職員^{*}の相当数が新たに期末手当の支給対象となる会計年度任用職員^{*}に置き換わることが見込まれ、人件費の増加が避けられない状況にあることから、依然として構造的に脆弱な財政体質であり、かつ一層厳しい財政状況を強いられることが見込まれます。

そのため、そのような状況が想定されるプランⅢの改革期間中にあっては、経常収支に関する目標として、従来の目標をたゆまぬ不断努力によって引き続き維持し、90%台の維持を目標とし、今後の財政構造の弾力性の確保に努めるものとします。

経常収支比率^{*}の推移 （単位：％）

	27年度	28年度	29年度	30年度
池田市	93.9	93.0	91.1	— [*]
大阪府内市町村 平均	95.9	98.2	97.5	— [*]
全国市町村 平均	90.0	92.5	92.8	— [*]

^{*} 本プラン作成時点では、平成 30 年度の数値は未確定

③ 職員数について

実働職員数※（一般会計※）600 人程度

平成9年度からの行財政改革において職員数削減を目標に掲げて取り組んだ結果、平成9年4月1日現在 991 人であった一般会計※の職員数は、平成30年4月1日現在 604 人となっており、387 人もの削減を行ってきたところで

す。

この点、地方公共団体同士の財政比較や統一的な把握を可能とする会計区分である普通会計※に基づき実施する「地方公共団体定員管理調査（総務省実施）」においても、人口と産業構造に基づき分類された類似団体※の職員数の平均と比較した場合、本市の職員数は非常に少ない状況となっています。

また、自治体職員を取り巻く状況としては権限移譲※や広域行政の実施、老朽化する公共施設への対応による業務量の増加や複雑化、困難化が進む一方で、育児休暇取得の推進や長期療養休暇の取得者の増加などの事由により実働職員数※が減少し、職員定数と実働職員数※との差が拡大していく実情が見受けられます。

このような環境においては、職員一人あたりの業務量が過大となり、職員の健康面や士気への影響が強く懸念されることから、一定数以上の実働職員数※の確保に留意する必要があると考えられます。

そこで本市においては、限られた財源をもって、多様化する市民のニーズに柔軟かつ的確に対応し、行政サービスの質の向上に一層尽力できるための体制として、従来の職員定数による目標を改め、実働職員数※600 人程度を維持し、職員一丸となって市政運営に努めていきます。

類似団体※と普通会計※職員数比較 平成29年4月1日現在 （単位：人）

	池田市職員数	類似団体※職員数の平均	超過数
普通会計※職員数	597 _*	735	△138
人口1万人あたり普通会計※職員数	57.92	59.84	△1.92

※ 一般会計※職員数（598人 5ページ参照）との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたもの

④ 職場環境の整備について

良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進
(職場環境の整備)

総務省の有識者会議「自治体戦略 2040 構想研究会」からの報告によると、2040 年には各地方公共団体における職員数が現在よりも相当に減少する試算がなされており、半数の職員でも担うべき機能が発揮される体制を構築すべきとの提言がなされました。

また、時を同じくして現在国を挙げて「少子高齢化による生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など働く人々のニーズの多様化」という課題への対応がこれまで以上に求められるようになり、「働き方改革」として生産性向上や労働環境の整備の取組が進められています。

具体的には、「働き方改革実現会議」として総理大臣が自ら議長となり、労働界と産業界のトップと有識者による合意形成のもと平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が決定されたことが挙げられます。さらに、平成 30 年 7 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「同一労働同一賃金」、「長時間労働の是正」などへの取組が求められることになりました。これらの動きに合わせ、産業界においても休暇の取得促進や健康管理制度の整備に努めるなど、労働者と使用者を取り巻く環境は、刻一刻と変化しています。

そのような社会情勢を受け、本市においては、職員の質、仕事の質の維持・向上についてこれまで以上に重要視するべき段階にあると考えています。個々の職員の実情に応じ、多様な働き方を推進するための職場環境の整備、業務改善のためのイノベーション（革新的技術）の導入、絶え間ない業務プロセスの見直しについて、これまで以上に様々な視点から取り組むことによって生産性の向上をめざし、一層良質な市民サービスの確保に努めていきます。

(2) 中期目標（平成 27～34（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん[※]をせず形式収支[※]黒字化）

直近の平成 28、29 年度における臨時財源補てん[※]額を除いた形式収支[※]は、市税、地方交付税[※]の増加などがあったことから、10 億円程度の黒字となっており、平成 27 年度以前に比べて、大きく改善していますが、これには一時的な要因を含んでおり、恒常的にこの傾向を維持できるとはいいがたい状況にあります。

また、行財政改革における効果額は、その多くを一時的な歳入[※]などに依存したものです。そうした状況に鑑み、安定的な財政構造の確立は継続した課題であり、将来世代に負担を残さないようにするためにも、指針に沿った市政運営をより厳格に実施し、財産の売払いや財政調整基金[※]の取崩しなどの臨時財源補てん[※]に頼ることのない行政運営をめざすことが必要不可欠となっています。

プランⅢでは、これを引き続き平成 34（2022）年度までの中期目標として掲げ、継続的に取り組んでいくこととします。

形式収支[※]の推移

（単位：百万円）

	27年度	28年度	29年度	30年度
実 績	432	1,024	1,056	— [*]
臨時財源補てん [※] 額を除いた場合	222	1,006	1,046	— [*]

^{*} 本プラン作成時点では、平成 30 年度の数値は未確定

第5節 目標達成のための視点

「池田市行財政みなおし推進計画（みなおし'97）」に始まる本市のこれまでの行財政改革においては、経費や職員数の削減などを中心とする取組を行ってきました。

現行の総合計画※期間中では、プランⅠにおいて主に「量の行財政改革」に係る成果をあげることができたものと考えています。続いて、プランⅡにおいては、「量の行財政改革」の可能な限りの推進に加え、市政運営の質を高めていくという「質の行財政改革」にも重点を置き、量と質との両面で「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現し、安定的で効率的な市政運営をめざしてきたところです。とりわけ新規事業や事業拡充の際に既存事業の見直しによる財源確保を行う「スクラップ&ビルドの徹底」と部ごとに行財政改革の重点取組項目を設定するなど、「各部が主体的に行財政改革に取り組む体制の構築」を行うことで行財政基盤の強化を図ってきました。

このように制度面と職員の意識面の両面からの財政健全化へのアプローチを行い、一定の効果を上げてきました。

そこで、このプランⅢにおいては、今後加速していく超少子高齢社会に対応するため、スピード感を持った抜本的な取組を実施し、持続可能な本市行政を実現できるよう、従来までのアプローチに以下の新たな視点を加えた上で行財政改革を推進していきます。

（１）効率的で持続的な視点に立ったまちの活性化を推し進めます。

緩やかに回復しつつある国の経済情勢の中にあって、人口減少克服と地方創生実現のため、本市は従来の行財政改革の取組に加え、市内への来街者（交流人口※）を増やし、定住人口※の増加につなげ、持続可能な行政の実現に必須となる「地域の魅力を引き出し、にぎわい創出につながるまちづくり」「多様な世代が暮らしやすいまちづくり」「行政情報に留まらない本市の強みの的確な発信」などの「中・長期的な視点でまちの活性化を図る取組」についても行財政改革からのアプローチから推し進めていくこととします。

（２）本市の行財政改革の取組姿勢について市民一人ひとりへ浸透するよう、分かりやすくお知らせします。

従来の池田市行財政改革推進プランにおける「わかりやすさ」の視点を徹底し、プランや報告書内の記載にあたり、注釈、参考説明の充実を行うことにより「親しみやすさ」を追及し、より一層本市における行財政改革の状況や取組内容についてご理解いただきやすいものとなるようにしていきます。

2.6 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目

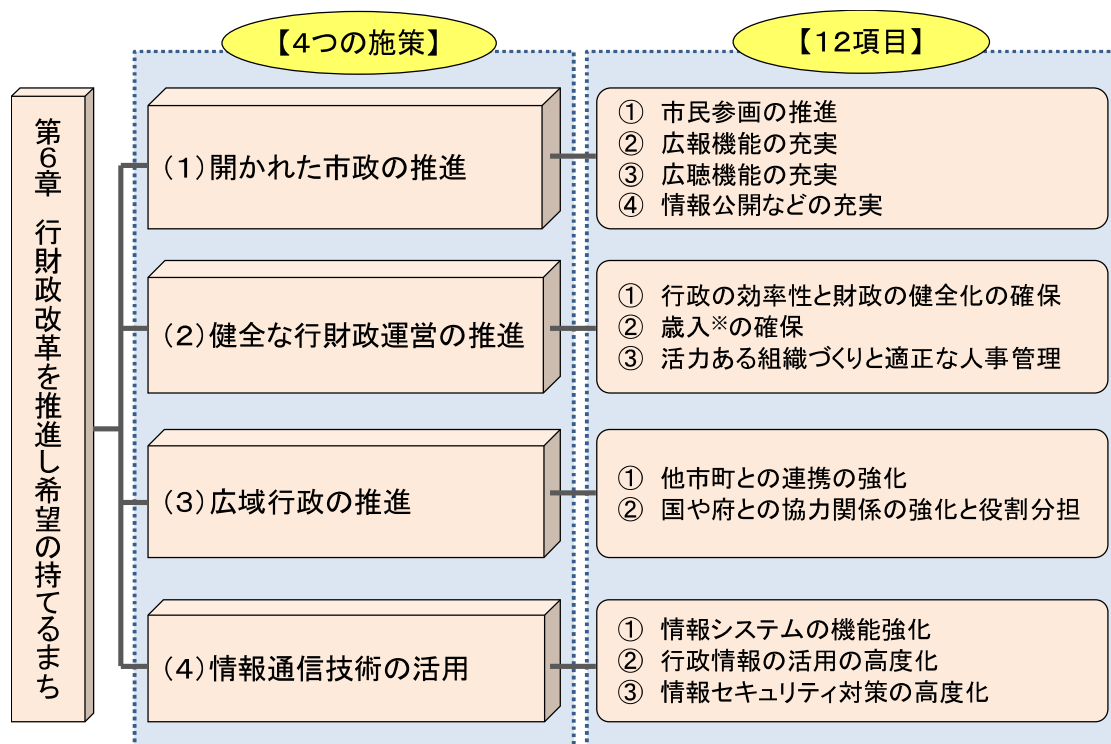
第6節 第6次池田市総合計画のもとプランⅢにおいて改革を推進していく項目

平成 23 年度から平成 34（2022）年度までの総合計画※期間については、行財政改革のプランの編成上4年ごとに区分しています。

プランⅢは、平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間における取組内容を定めるもので、指針で示しているように総合計画※第6章「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するための4つの施策とその施策を構成する12項目について、プランⅡに引き続き取り組んでいきます。

なお、いずれの取組についても、まずプランⅡでの姿勢である市民サービスの質の確保を再優先事項としつつ、限られた人員と財源とを効率的に活用することを念頭に置きながら、先に示したプランⅢのめざす視点を常に意識しながら推し進めていきます。

総合計画※第6章における4つの施策と12項目の体系図



【各項目のあらまし】

(1) 開かれた市政の推進

① 市民参画の推進

「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の趣旨にのっとり、各分野において市民参画の機会を拡大する。

② 広報機能の充実

市民のニーズに合わせて多様な行政情報を分かりやすく提供する。

③ 広聴機能の充実

市民の声を的確に把握し市政に反映させるため、市政相談をはじめとする広聴機能の充実を図る。

④ 情報公開などの充実

市政に対する市民の理解を深め、市民と市の信頼関係を一層高めるための情報公開・提供を促進し、説明責任を果たすとともに、幅広く市民ニーズを把握する。

(2) 健全な行財政運営の推進

① 行政の効率性と財政の健全化の確保

行財政改革を進めることによって、効率的な行政と健全な財政を確立する。

② 歳入※の確保

市民負担の公平性を確保するため、あらゆる滞納の解消や使用料・手数料の適正化などを図り、新たな歳入※確保に努める。

③ 活力ある組織づくりと適正な人事管理

市民満足度の高いサービスを提供するため、効率的な人員配置と組織づくりを行う。

(3) 広域行政の推進

① 他市町との連携の強化

他自治体との共同研究、共同処理などにより、共通する課題の解決や行政サービスの向上を図る。

② 国や府との協力関係の強化と役割分担

国の地方分権改革、府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン※」などの動向を見据えながら、国・府・市の役割分担を踏まえた適切な施策実施を図る。

(4) 情報通信技術の活用

① 情報システムの機能強化

長期的・総合的な視点に立ち、本市に最適な情報システム整備を推進する。

② 行政情報の活用的高度化

市民の多様なニーズに対応して、行政情報を迅速かつ正確に提供するとともに、パソコンなどの情報通信機器を利用して、意見集約の多様化を図る。

③ 情報セキュリティ対策の高度化

高度情報化社会が包含する情報漏えいやネット犯罪にかかわるリスクに対応すべく、システムの要素・人的要素双方の底上げを図り、セキュリティ対策を進める。

第7節 改革を進行管理する手続

各項目を具体的に推し進めていくために必要な進捗管理や方向性の確認・修正を行うため、次のような手続を徹底します。

(1) 「池田市行財政改革推進本部」により徹底した進行管理を行います。

プランⅢに位置付けられた項目を着実に実行するために、市長を本部長として、その他の特別職（副市長、教育長、病院・上下水道両事業管理者）と部長を構成員として組織します「池田市行財政改革推進本部」において、定期的に進捗状況を管理します。

また、各部に一人ずつ配置する「経営管理プロジェクトチーム」の構成員が、部内での行財政改革の取組を推進しながら、その進捗状況を管理します。

(2) 「池田市行財政改革推進委員会」において客観的な視点で調査・審議していただきます。

学識経験者、公募市民などで構成される「池田市行財政改革推進委員会」に対して、毎年度での本市の取組の進捗状況について意見を求めます。

この委員会では、客観的な立場で、本市の取組に対する評価や一層改善すべき点などについて審議がなされ、それらをまとめた意見書が市に対して提出されます。

本市は、その意見書の内容に沿って、より効果的な行財政改革を推進していきます。

(3) 進捗状況報告書を作成し、市民へ公表します。

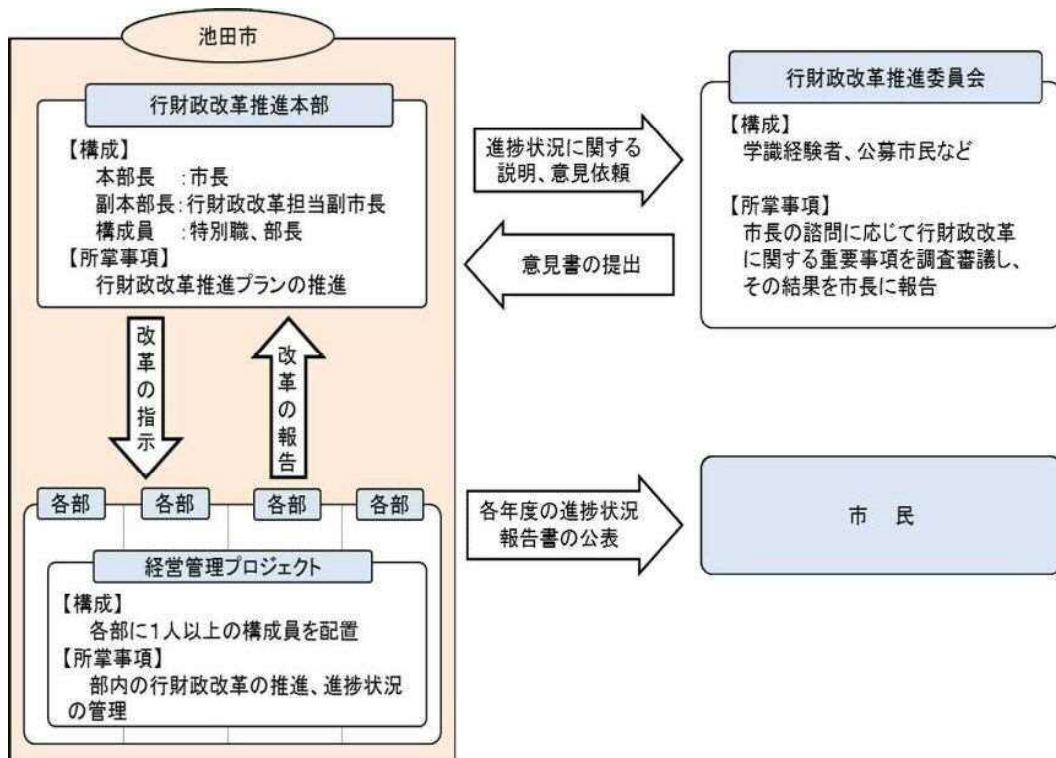
毎年度、行財政改革の進捗状況をとりまとめた報告書を作成し、市広報誌や市ホームページなどさまざまな方に見ていただける手法を活用して、行政サービスを次の世代へ繋ぐために、本市をはじめとして市民など各主体がどのような役割を果たせるのかを考えていく機会となるよう、情報を公開していきます。

(4) プランに記載のない新たな取組についても適宜対応していきます。

プランⅢを策定した時点で取組項目として記載していない事項であっても、行財政改革の取組として必要なものが新たに現れた場合は、関係部課と協議し、実行していきます。

これは、前節で示した項目分けに明確に当てはまらない事項が新たに現れた場合も、新規に項目分けを設定するなどし、上記と同様に進めていきます。

行財政改革を進行するにあたっての進捗管理体制



第3章

池田市行財政改革推進プランⅢ の具体的な取組内容

第1節 各部における行財政改革の重点取組項目

平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間において、各部が取り組む実施プログラム（24ページ以下参照）の内、特に重点的に取り組む行財政改革の項目を記載しました。

各部において、経営管理プロジェクトチーム構成員を中心に責任を持って取り組み、行財政改革推進本部会議での進捗状況の報告により、方向性を確認しながら、目標達成に向けて推し進めていきます。

◎市長公室

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討	秘書・広報課	1-(1)-①	25
SNS※の更なる活用による広報活動の推進	秘書・広報課	1-(2)-②	26
		4-(2)-①	39

◎総合政策部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
産官学民の連携による地域課題の解決	政策企画課	1-(1)-①	25
指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討	行財政改革推進課	2-(1)-③	30
共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進	行財政改革推進課	2-(1)-④	31

◎総務部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上	納税課	2-(2)-①	34

3.1 各部における行財政改革の重点取組項目

◎市民生活部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
Facebook ページの活用による観光・イベント情報の発信	空港・観光課	1-(2)-②	26
		4-(2)-①	39

◎環境部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
家庭ごみ収集業務の委託拡充	業務センター	2-(1)-②	30
		2-(1)-③	31
クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討	クリーンセンター	2-(1)-②	30
		2-(1)-③	31

◎福祉部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備の検討	高齢・福祉総務課	2-(1)-④	32

◎子ども・健康部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
五月丘保育所の移転・民営化	子ども・若者政策課	2-(1)-③	31
AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化	幼児保育課	2-(1)-②	30
		4-(1)-③	38

◎都市建設部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討	まちづくり・交通課	2-(1)-③	31

◎消防本部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討	消防本部総務課	3-(1)-②	37

3.1 各部における行財政改革の重点取組項目

◎管理部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討	総務・学務課	2-(1)-④	32

◎教育部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
「ふくまる教志塾※」Facebook ページによる情報発信	教育政策課	1-(2)-②	27
		4-(2)-①	39
分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討	図書館	2-(1)-③	31

◎市立池田病院

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
診療機能の向上による収支状況の改善	経営企画室	2-(1)-⑥	33
		2-(2)-④	35

◎上下水道部

重点取組	主担当課	施策体系	掲載ページ
低区配水池※の跡地活用の検討	水道工務課	2-(1)-④	32
		2-(1)-⑥	33

第2節 実施プログラム

平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間に於いて、各部が取り組む行財政改革の項目を記載しています。取組内容が「各部の重点取組項目」「プランⅡになかった新規の取組項目」に該当する場合は、それぞれ「重点」または「新規」欄に「○」を記載しています。

なお、各取組項目において導入の是非から検討するものについては、各年度の取組経過欄には「【導入の場合】」と記載し、以後のスケジュールを記載しています。

また、各取組を実施するにあたって算出し、報告書へ記載する行財政効果額は、原則として、44 ページ以降に記載の方法で積算を行います。

1 開かれた市政の推進

(1) 市民参画の推進

①協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○		市広報誌など各種刊行物の企画 ・編集業務への市民参画の推進 と委託の検討【秘書・広報課】	実施（大学生などの参画） 検討、実施（委託）			
○	○	産官学民の連携による地域課題 の解決【政策企画課】	実施			
		外国人のための保育サービス付 日本語教室をボランティアの協 力により実施【人権・文化国際課】	検討、実施			
	○	外国にルーツをもつ子ども向け の学習支援をボランティアの協 力により実施【人権・文化国際課】	実施			
	○	外国人市民を主体にした多文化 共生イベントの実施【人権・文化国際課】	年2回程度実施			
	○	東京オリンピック開催に伴う市 内企業や各種団体などの市民参 画の推進【生涯学習推進課】	実施			

②各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		防災講座開催による、市民の防 災意識向上と防災活動に係る参 画の推進【危機管理課】	実施			
		各種審議会のメンバーの公募 【各部署】	実施			

3.2 実施プログラム

1 開かれた市政の推進

(2) 広報機能の充実

① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		「広報いけだ」の内容の充実 【秘書・広報課】	検討、実施			
		「グラフいけだ※」の内容の充実 【秘書・広報課】	検討、発行	検討	検討、発行	検討
		「暮らしの便利帳※」の官民協働による改訂 【秘書・広報課】	検討	業者選定 内容検討	改訂版 発行	検討
		「池田市統計書」の概要版の作成 【広聴文書課】	実施			
	○	行政防災無線の整備による広報機能の充実 【危機管理課】	検討、実施			

② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○		SNS※の更なる活用による広報活動の推進 【秘書・広報課】	検討、実施			
		ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信 【秘書・広報課】	実施			
○		Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信 【空港・観光課】	実施			
		ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信 【子ども・若者政策課】	実施	手法検討、 実施	実施	
		「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上 【発達支援課】	実施			

1 開かれた市政の推進

(2) 広報機能の充実

②インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。(続き)						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	消防Facebookページによる情報発信 【消防本部予防課】	実施			
	○	「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信 【教育政策課】	実施			

③地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		「まちづくり出前講座※」の充実 【秘書・広報課】	検討、実施			

④マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		報道機関への記事提供 【秘書・広報課】	検討、実施			
	○	観光大使※によるPRの実施 【空港・観光課】	実施			

⑤子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		「声の広報※」の作成・充実 【秘書・広報課】	検討、実施			
		転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行 【人権・文化国際課】	検討	改訂版発行	検討	改訂版発行

3.2 実施プログラム

1 開かれた市政の推進

(3) 広聴機能の充実

①市民と市長の直接対話の場の充実に努める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		外国人市民向けに「池田くらし の情報※」を発行 【人権・文化国際課】	5言語で隔月発行			
		市民と市長の直接対話の場の充 実 【各部署】	実施			

②市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		経験豊かな再任用職員※を活用し た市政相談の実施 【広聴文書課】	実施			

③一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		法律相談など市民ニーズに応じ た専門相談の実施 【広聴文書課】	実施			

(4) 情報公開などの充実

①開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		行政情報コーナーの充実 【広聴文書課】	実施			
		審議会などの会議の公開の推進 【各部署】	実施			

1 開かれた市政の推進

(4) 情報公開などの充実

②パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。

重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		パブリックコメント手続※制度の 推進による市民参画の場の確保 【各部署】	適宜実施			
		市民意識調査の実施 【各部署】	適宜実施			

2 健全な行財政運営の推進

(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

①地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。

重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		「地域分権フォーラム」の開催 などによる地域分権制度※の周知 【地域分権・協働課】	<フォーラム> 年1回実施			
			<周知活動> 実施			
		地域分権制度※の市民意識調査の 実施 【地域分権・協働課】			実施	
		市民ニーズに応じた提案事業の 実施 【地域分権・協働課】	実施			
		地域分権推進基金の活用 【地域分権・協働課】	実施			

②抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。

重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討 【危機管理課】	倉庫建築、 検討、実施	検討、実施		
	○	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上 【総務課】	検討、実施			

3.2 実施プログラム

2 健全な行財政運営の推進

(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

②抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。(続き)						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		阪神高速道路大気観測維持管理 事業の見直し 【環境政策課】	調査、検討	実施		
		ごみ排出量の削減 【環境政策課】	実施			
○		家庭ごみ収集業務の委託拡充 【業務センター】	検討、実施			
○	○	クリーンセンターの運転管理業 務の民間委託の検討 【クリーンセンター】	検討	実施		
	○	認定こども園の園児の情報管 理、職員の勤怠管理に係るシス テム導入による事務処理の効率 化 【幼児保育課】	【導入の場合】 検討、 手続実施	導入		
○	○	AI※技術を活用した保育所入所選 考に係る事務処理の効率化 【幼児保育課】	実証実験、 導入	実施		
	○	新学校給食センターの開設に伴 う既存学校給食センターの廃止 【保健給食課】	検討	実施		

③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるもの について、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○	○	指定管理者※に係るマニユアル、ガイドラインなどの整備と 公民連携の推進に係る検討 【行財政改革推進課】	検討、実施			
	○	猪名川緑地、テニスコート、五 月山緑地の次期指定管理者※選定 による効率的かつ効果的な公の 施設※の運用 【公園みどり課】	検討、 手続実施	実施		

2 健全な行財政運営の推進

(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについて、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。
(続き)

重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○		家庭ごみ収集業務の委託拡充（再掲） 【業務センター】	検討、実施			
○	○	クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討（再掲） 【クリーンセンター】	検討	実施		
○		五月丘保育所の移転・民営化 【子ども・若者政策課】	民営化実施	移転		
		市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討 【まちづくり・交通課】	手続実施	導入		
○		市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討 【まちづくり・交通課】	手続実施	導入		
	○	学校給食センターの運営の民間委託の検討 【保健給食課】	検討	【導入の場合】 実施		
○	○	分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討 【図書館】	検討			

④施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う。

重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○		共同利用施設*の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進 【行財政改革推進課】	実施			
	○	個別施設計画*の策定と公共施設等総合管理計画*の更新 【行財政改革推進課】	個別施設計画*策定		総合管理計画更新	

3.2 実施プログラム

2 健全な行財政運営の推進

(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

④施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う。 (続き)						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○	○	敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備 【高齢・福祉総務課】	検討、実施			
	○	立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上 【まちづくり・交通課】	実施			
	○	都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備 【公園みどり課】	用地買収	設計、工事		
○	○	低区配水池※の跡地活用の検討 【水道工務課】	検討、実施			
	○	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討 【浄水課】	検討			
	○	池田市下水処理場の原田下水処理場※への統合の検討 【下水処理場】	検討			
	○	長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討 【公園みどり課】	検討	実施		
○	○	学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【総務・学務課】	策定		調査、検討	
	○	新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進 【保健給食課】	検討、施設整備	実施	検証、実施	

2 健全な行財政運営の推進

(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保

⑤予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討 【行財政改革推進課】	検討		実施	検討
		決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】	検討	検討、実施		

⑥公営企業改革						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		水道料金と下水道使用料の見直しの検討 【上下水道部経営企画課】	検討			経営審議会 開催・答申
○	○	低区配水池※の跡地活用の検討（再掲） 【水道工務課】	検討、実施			
	○	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲） 【浄水課】	検討			
	○	池田市下水処理場の原田下水処理場※への統合の検討（再掲） 【下水処理場】	検討			
○	○	診療機能の向上による収支状況の改善 【市立池田病院経営企画室】	検討、実施			

3.2 実施プログラム

2 健全な行財政運営の推進

(2) 歳入*の確保

①高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○	○	多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上 【納税課】	検討		【導入の場合】 実施	検証、実施
		現年徴収率*向上と納期内納付の定着 【納税課】	実施	検証、実施		
		滞納管理システム*の更新による事務処理の効率化 【納税課】	検討	実施	検証、実施	
		弁護士（任期付短時間勤務職員*）による滞納整理の推進 【債権回収センター】	実施			
		債権管理条例*に基づく市債権の適正管理 【債権回収センター】	実施			

②庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所などとの徴収業務の連携 【納税課】	実施			
	○	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構*への参加、職員派遣 【債権回収センター】	実施		（機構継続の場合）実施	
		債権管理条例*に基づく市債権の適正管理（再掲） 【債権回収センター】	実施			

2 健全な行財政運営の推進

(2) 歳入※の確保

③使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえようPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討 【行財政改革推進課】	検討、実施			
		水道料金と下水道使用料の見直しの検討（再掲） 【上下水道部経営企画課】	検討	経営審議会 開催・答申		

④ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		新たな税外収入確保スキームの検討 【行財政改革推進課】	調査、検討			
		市有財産の活用と未利用土地などの売却 【総務課】	適宜実施			
		法定外公共物※（里道・水路など）の払下申請に基づく売却 【総務課】	適宜実施			
	○	ふるさと納税制度の活用によるみんなでつくるまちの寄付の募集 【地域活性課】	実施			
○	○	診療機能の向上による収支状況の改善（再掲） 【市立池田病院経営企画室】	検討、実施			
	○	自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討 【各部署】	検討、適宜実施			

3.2 実施プログラム

2 健全な行財政運営の推進

(3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理

①市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上 【人事課】	実施			
		市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施 【行財政改革推進課】	適宜実施			

②研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上 【人事課】	実施			

③人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		人事評価制度の充実と人事管理への活用 【人事課】	実施			

3 広域行政の推進

(1) 他市町との連携の強化

①大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		北摂市長会※における共通課題の調査・検討 【政策企画課】	調査、検討			
		豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討 【政策企画課】	調査、検討			

3 広域行政の推進

(1) 他市町との連携の強化

②府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		2市2町(池田市、箕面市、豊能町、能勢町)における広域連携による効率的な事務処理 【政策企画課】	実施			
		3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施 【空港・観光課】	実施			
○		豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討 【消防本部総務課】	消防指令業務の共同運用の継続実施			
			更なる連携の検討			

(2) 国や府との協力関係の強化

①国や府の広域行政支援施策の活用を進める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣(再掲) 【債権回収センター】	実施		(機構継続の場合)実施	

②各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討 【政策企画課】	大阪府から提示された事務の処理実施			
			府と市との役割分担の検討			
	○	池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討 【各部署】	検討、実施			
	○	都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化 【審査指導課】	実施			

3.2 実施プログラム

4 情報通信技術の活用

(1) 情報システムの機能強化

①電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		スポーツ施設予約案内システムの運用 【総務課】	システムの安定稼働の実施			
		ホームページからの電子申請サービスの充実 【総務課】	実施			

②統合型 GIS※の多機能化に努める。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討 【総務課】	調査、検討			
						システム構築

③窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
	○	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）【総務課】	検討、実施			
		母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化とサービスの向上 【健康増進課】	実施			
○	○	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲） 【幼児保育課】	実証実験、導入	実施		

④住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報系システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築 【総務課】	実施			

4 情報通信技術の活用

(2) 行政情報の活用の高度化

①市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
○		SNS※の更なる活用による広報活動の推進（再掲） 【秘書・広報課】	検討、実施			
		ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲） 【秘書・広報課】	実施			
○		Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲） 【空港・観光課】	実施			
	○	消防Facebookページによる情報発信（再掲） 【消防本部予防課】	実施			
○		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲） 【教育政策課】	実施			
		ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲） 【子ども・若者政策課】	実施	手法検討、実施	実施	
		「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲） 【発達支援課】	実施			

(3) 情報セキュリティ対策の高度化

①本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		情報システム運用基準の整備 【総務課】	適宜実施			

3.2 実施プログラム

4 情報通信技術の活用

(3) 情報セキュリティ対策の高度化

②情報セキュリティ監査*やセキュリティ研修を持続的に実施する。						
重点	新規	取組内容	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
		住民基本台帳ネットワークや公 的個人認証*に係る内部監査の実 施 【総務課】	実施			

【資料1】池田市行財政改革推進委員会による審議

(1) 池田市行財政改革推進委員会への諮問

池田市行財政改革推進委員会
会長 中川 幾郎 様

池 行 革 発 第 2 号
平成30年11月19日

池田市長 倉田 薫

池田市行財政改革推進プランⅢ（案）について（諮問）

本市の行財政改革の推進に当たり、平成31年度から平成34年度までを改革期間とする池田市行財政改革推進プランⅢ（案）について審議くださるよう諮問いたします。

(2) 池田市行財政改革推進委員会からの答申

池田市長 倉田 薫 様

平成30年12月18日

池田市行財政改革推進委員会
会長 中川 幾郎

池田市行財政改革推進プランⅢについて（答申）

平成30年11月19日付け池行革発第2号により当委員会に諮問された池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「新プラン」という。）（案）について、3回の審議において活発に議論を行い、熱心に検討を重ねた結果、一定の結論を得たので、下記のとおり主な意見を添えて答申する。

記

1 新プラン（案）の文章上の表現について

新プランにおいては、その目標達成のための視点として「わかりやすさ」を掲げており、その方向性に沿った形で手にとった方にとってより読みやすく、わかりやすくするための文言や表現の修正を当委員会が求めたところ、市におおよそ採用され、すでに必要な修正がなされたところである。

また、新プランから付記することになった注釈についても充実が図られ、一層その理解を助けるものとなるような工夫もされている。

さらに、第6次総合計画や従前の行財政改革のプランⅠ・Ⅱとの関連性等についても記述の中で触れられており、一貫性をもって取り組む姿勢が評価できる。

2 新プラン（案）の内容等について

(1) 改革の目標について

- ・財政調整基金残高、経常収支比率及び安定的な財政構造の確立について

財政調整基金残高の目標設定については、一層目標値を厳しく設定することの本意について審議し、その必要性について確認した。

また、プランⅡと同水準の目標値設定を行う経常収支比率についても、今後設置が見込まれる会計年度任用職員への期末手当の支給による影響度合いについて質疑を重ね、依然として厳しい状況にあるものと確認するとともに、その仕組みについて市民にわかりやすく記載すべきとの意見が出されたところである。

今後は、制度改正や公共施設の保全・更新等、想定できる事柄に加えて、突発的に発生する自然災害の発生等にも備えつつ、効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革の推進に努め、標題の目標を達成されたい。

- ・職員数及び職場環境の整備について

従来の行財政改革プランにおける職員数の目標設定の変遷をたどると、職員数を減らすことがその根幹にある傾向、視点が、社会情勢や労働環境の実態に鑑み徐々に変わりつつあるように思われる。

今後は、職員数の抑制による人件費の削減と、それにとまなう各職員の業務負担の増加、生産性維持の困難化の両面のバランスに着目し、職員の質や仕事の質の維持・向上に努めつつ効率的かつ良質な市民サービスの確保に努められたい。

(2) その他の事項について

- ・公の施設における指定管理者制度導入の場合の留意事項について

駐車場、駐輪場等の単に反復的にサービスを供給する施設と人的機能及び専門的機能も含めて機能を発揮する施設は、同列に扱って指定管理者制度を用いることは困難である。とりわけ後者に関しては、他の地方公共団体において、制度導入後に運営に課題が生じた事例が見受けられる現状がある。

そのため、制度導入の適否の判断に当たっては、それらの数多くの先行事例を踏まえつつ、当該公の施設の特徴や実情に応じて十分に検討することを要望することに加え、仮に導入する方針となった際には、指定期間の設定や選定基準、仕様書等の整備に細心の注意を払うと共に、指定管理者選定時においても、適切な候補者であるかの精査に努められたい。

(3) 池田市行財政改革推進委員会による審議経過

開催日	審議事項
平成 30 年 11 月 19 日	・諮問について ・池田市行財政改革推進プランⅢについて
平成 30 年 12 月 4 日	・池田市行財政改革推進プランⅢについて
平成 30 年 12 月 18 日	・池田市行財政改革推進プランⅢについて ・答申について

(4) 池田市行財政改革推進委員会委員名簿 (平成30年4月1日現在、敬称略)

氏名 (役職)	職業等
中川 幾郎 (会長)	帝塚山大学名誉教授
村瀬 謙一 (副会長)	弁護士
蒲生 武志	公認会計士・税理士
高島 剛	連合豊能地区協議会事務局次長
井尻 アツ子	市民公募委員
牛嶋 牧子	市民公募委員
村上 美智子	市民公募委員

【資料2】効果額の測定方法について

プランⅢにおける効果額は、以下の原則に基づき、測定を行うものとします。

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定します。

(1) 歳出※削減について

① 事業を縮小した場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例. 平成 32(2020)年度と平成 33(2021)年度に、事業を段階的に縮小した場合

＜縮小前＞		＜縮小後①＞		＜縮小後②＞	
実施経費 1,500 万円 （*）うち 人件費 1,200 万円	H31 (2019)	効果額① 500 万円	H32 (2020)	効果額① 500 万円	効果額① 500 万円
		実施経費 1,000 万円 （*）うち 人件費 900 万円		効果額② 200 万円	効果額② 200 万円
				実施経費 800 万円 （*）うち 人件費 600 万円	実施経費 800 万円 （*）うち 人件費 600 万円
				H33 (2021)	H34 (2022)

② 事業を委託した場合

効果額 = 「委託前の実施経費」と「委託後の実施経費」との差額

例. 平成 32(2020)年度から事業の全てを委託した場合

＜委託前＞		＜委託後＞			
実施経費 1,500 万円 (*) うち 人件費 1,200 万円	H31 (2019)	効果額 700 万円	H32 (2020)	効果額 700 万円	効果額 700 万円
		委託料 800 万円		委託料 800 万円	
				委託料 800 万円	
H31 (2019)		H32 (2020)		H33 (2021)	
				H34 (2022)	

③ 施設や事業を廃止した場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費や事業の実施経費

例. 平成 31(2019)年度末で施設廃止し、翌年度以降管理経費ゼロの場合

＜廃止前＞		＜廃止後＞		
管理経費 1,500 万円 (*) うち 人件費 1,200 万円	H31 (2019)	効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円
				</

(*) 人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員※、非常勤職員などの各区分について、各年度の人件費の平均単価を用いて算出します。

(2) 歳入*確保について

① 使用料や手数料を見直した場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

または

イ 効果額 = 「見直し後の歳入*額」と「見直し前の歳入*額」との差額(※)

(※) 料金体系などが複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入*額を比較し、その差額を効果額として算出します。

アの場合の例

平成 31(2019)年 4 月 1 日に証明書発行手数料を 200 円から 300 円へ増額
(100 円) し、証明書を平成 31(2019)年度に 500 枚発行した場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：1 通あたりの効果額 100 円×発行枚数 500 枚
=50,000 円

② 新たな歳入*確保策を実施した場合（例、広告料収入など）

効果額 = 収入額

例、平成 31(2019)年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、平成 31(2019)年度に 100 万円、平成 32(2020)年度に 150 万円の広告料収入があった場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：100 万円 平成 32(2020)年度：150 万円

③ 市有資産を売却した場合（未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

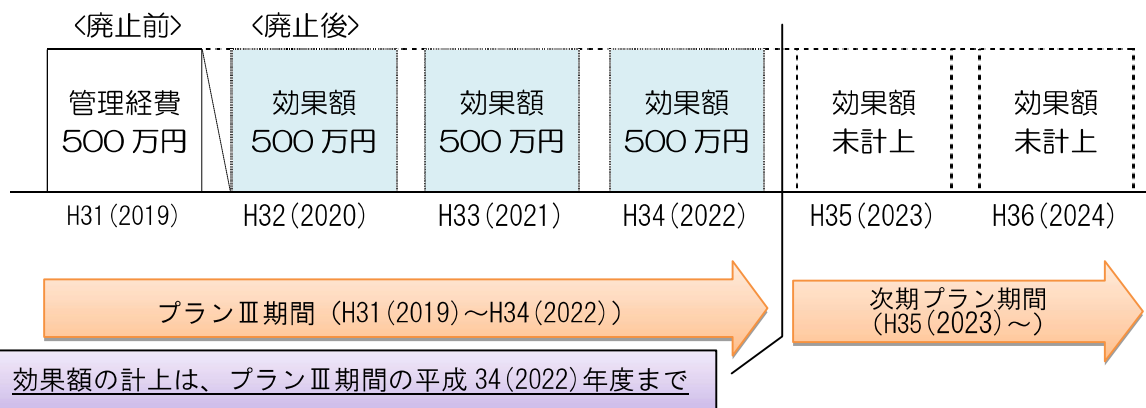
例、平成 31(2019)年度に市保有で未利用の土地を 3,000 万円で売却した場合

【効果額】

平成 31(2019)年度：3,000 万円

プランの期間中における新規取組については、当該期間中に限り、効果額を計上し、次のプランの期間にまたがって計上しません。

例、平成 31(2019)年度末に施設を廃止した場合



資料3 用語解説

【資料3】用語解説

用語	解説	記載ページ
あ行		
池田くらしの情報	在住外国人向けに「広報いけだ」に載せられた記事から重要な記事を抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、ふりがな付きの日本語の5言語で作成しています。	28
一般会計	市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。	3、4、5、11、14
一般財源	使途が定められておらず、どのような経費にも使うことができる財源のことです。 対して、使途が定められており、決まった事業や経費に充当する財源を「特定財源」といいます。	13
大阪発“地方分権改革”ビジョン	大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために、大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。	8、19、37
大阪府域地方税徴収機構	個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。	34、37
公の施設	地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するもののことです。	30
か行		
会計年度任用職員	地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことです。	13
観光大使	本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、KeeperGirls（五月山動物園公式PRアイドルユニット）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。	27
基幹系システム	住民情報システム全般のことです。	38
義務的経費	歳出のうち、職員給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、市債の返済である公債費は性質的に削減が難しいため、義務的経費といいます。	10
共同利用施設	大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集会や学習などの場として設置した施設のことです。	22、31

用語	解説	記載ページ
暮らしの便利帳	本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことです。 平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世帯に配布されました。	26
グラフいけだ	本市の地図のことです。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載した刊行物で、主に転入者に配布しています。	26
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のこと、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。	3、4、5、 11、16
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で使途が自由なもの（経常一般財源）のうちに、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。 ◎経常収支比率（％） ＝〔経常経費充当一般財源〕／〔経常一般財源〕×100	3、4、5、 11、13
権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。 本市では、法定移譲を含め計104事務（平成30年4月1日現在）の移譲を受けています。	14
現年徴収率	現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことです。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。	34
公共施設等総合管理計画	公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。	7、10、 31
公的個人認証	インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。	40
交流人口	仕事や学習、観光などさまざまな目的で本市を訪れ、市民と交流する人の数のことです。	10、17
声の広報	視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。	27
個別施設計画	「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。平成32（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。	12、24、 31、32
さ行		
債権管理条例	本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行財政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のこと、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。	34

資料3 用語解説

用語	解説	記載ページ
歳出	国または地方公共団体の一般会計年度中の一切の支出のことです。 内訳としては、扶助費、人件費、民生費などが挙げられます。	12、44
財政調整基金	経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。	4、11、 12、16
歳入	国または地方公共団体の一般会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。	7、8、9、 10、12、 16、18、 19、34、 35、45
再任用職員	定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。	6、28、44
自主財源	地方公共団体の財源のうち、市税や使用料のように自ら徴収・収納する財源のことです。 対して、国庫支出金など国や大阪府から定められた額が交付される財源を「依存財源」といい、市債も含まれます。	10
実働職員数	本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。	11、14
指定管理者	「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。	7、22、 23、24、 30、31
事務事業評価	本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしながら、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。	4、7、33
住民情報システム	主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。	38
情報セキュリティ監査	情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。	40
人事院勧告	労働基本権が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できない国家公務員のため、第三者機関である人事院が国会と内閣に必要な見直しを求める制度のことです。 法的拘束力はないものの、地方公務員に関してもこれに準じることで、同様に適正さを確保できることから、重要な基準となります。	5
総合計画	地方公共団体の将来を展望した、総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画のことです。 本市では、昭和45年に初めて策定以来、5次にわたり計画を改定しながら平成23年1月に第6次総合計画を策定しています。 計画期間は平成23年度から平成34（2022）年度までの12年間であり、本市の将来像やまちづくりの基本姿勢、方向性などを示す基本構想、具体的な施策を示す基本計画、予算編成の指針となり4年毎に見直す実施計画からなっています。	2、10、 11、17、 18
た行		
滞納管理システム	滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムのことです。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。	7、34

用語	解説	記載ページ
多言語版生活ガイド	転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を掲載しているガイドブックのことです。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ふりがな付きの日本語の4言語で作成しています。	27
地域分権制度	市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のことです。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。	29
地方交付税	国が徴収した税金を、一定の合理的な基準によって地方公共団体に再配分するもののことです。 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が標準的な行政サービスを提供できるよう交付される普通交付税と、災害や地方公共団体固有の財政需要に対して交付される特別交付税があります。	3、16
長寿命化計画	今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のことです。	24、32
低区配水池	昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水道水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水道水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校などに水道水をお届けする施設のことです。	24、32、33
定住人口	本市に住んでいる人の数のことです。	10、17
投資的経費	道路工事や建設事業など支出の効果が長期にわたる社会資本の整備などに要する経費であり、最終使途が資本形成に寄与する経費のことです。	13
都市計画法施行条例	市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことです。 開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。	37
都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことです。	32
豊能地区広域観光推進協議会	地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことです。 【会 員】箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、箕面市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、財団法人大阪観光コンベンション協会、財団法人大阪21世紀協会	37
豊能地区市長・町長連絡会議	豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことです。	36

資料3 用語解説

用語	解説	記載ページ
な行		
内部情報系システム	自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。	38
任期付短時間勤務職員	原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことです。	34
は行		
パブリックコメント手続	行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことで、「意見公募手続」ともいいます。 本市では「池田市みんなでつくるまちの基本条例」と「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。	6、29
原田下水処理場	大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全ての下水を集約処理して猪名川に放流している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています。）	32、33
標準財政規模	地方公共団体が標準的な行政活動をするうえで必要な一般財源の規模をあらわしています。	12
ふくまる教志塾	本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生および社会人に対し、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。	6、9、24、27、39
普通会計	一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。	14
法定外公共物	里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。 対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。	35
北摂市長会	豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。	36
母子健康管理システム	母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことです。	8、38
ま行		
まちづくり出前講座	市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。	27
ら行		
立地適正化計画	人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。	32

用語	解説	記載ページ
臨時財源補てん	財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。 本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を算るにあたっては、上記2項目を除くこととします。	3、4、 5、11、16
臨時財政対策債	地方の財源不足を補てんするために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて地方公共団体が発行するもののことで、その元利償還金は後年度の普通交付税の算定に含まれます。	13
臨時的任用職員	正規職員の育児休業などによる代替や、業務量増大により事務処理が困難であると認められる場合などに期限付きで任用する職員のことです。	13
類似団体	人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。 箕面市、守口市、沖縄市、小樽市などがあります。	14
A～Z		
AI	アーティフィシャル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。 人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。	23、29、 30、38
e-lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。	26、39
GIS	地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。	38
lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。	26、39
SMS	ショート・メッセージ・サービスの略称です。 携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことで	7
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。 インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことで、 FacebookやTwitterが代表例です。	22、26、 39

池田市行財政改革推進プランⅢ

平成 31（2019）年 3 月 発行

発 行 池田市

編 集 池田市総合政策部行財政改革推進課

〒563-8666

大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-754-7003（直通） FAX 072-752-7616

H P <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp



池田市制施行 80 周年記念作品



池田の大決闘
「ひよこちゃん VS ウォンバット」

動画はこちらから



【池田市 80 周年特設サイト】